

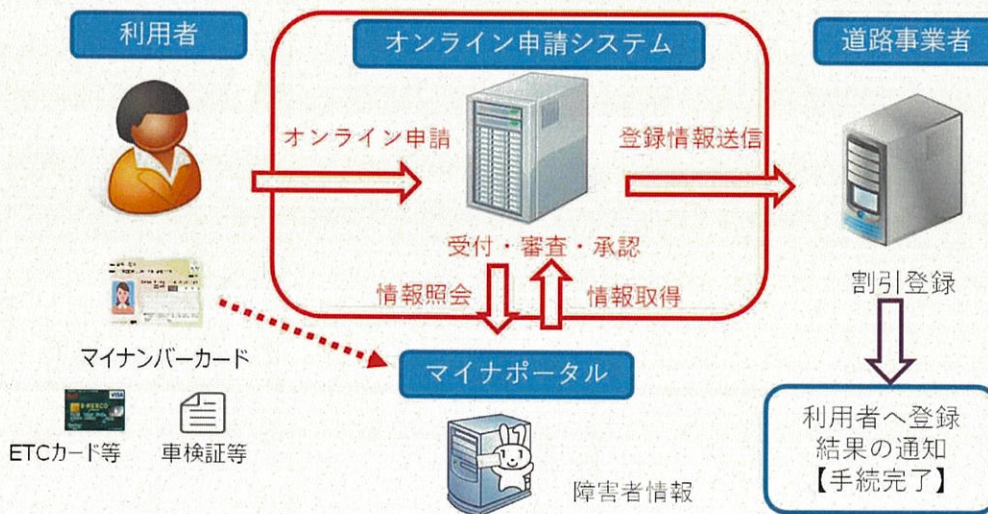
# 有料道路の障害者割引制度の見直しについて

- 障害者の方々の利便性の向上と窓口事務の簡素化等の観点から、以下の見直しを実施
- 高速道路会社から令和5年2月10日（金）に記者発表を行い、利用者や自治体福祉窓口、タクシーなどの関係業界への周知期間を経て、令和5年3月27日（月）より運用を開始

## 1. オンライン申請の導入による割引申請手続きの簡素化

【従来】市区町村の福祉窓口に出向いて、本人確認等の手続きが必要

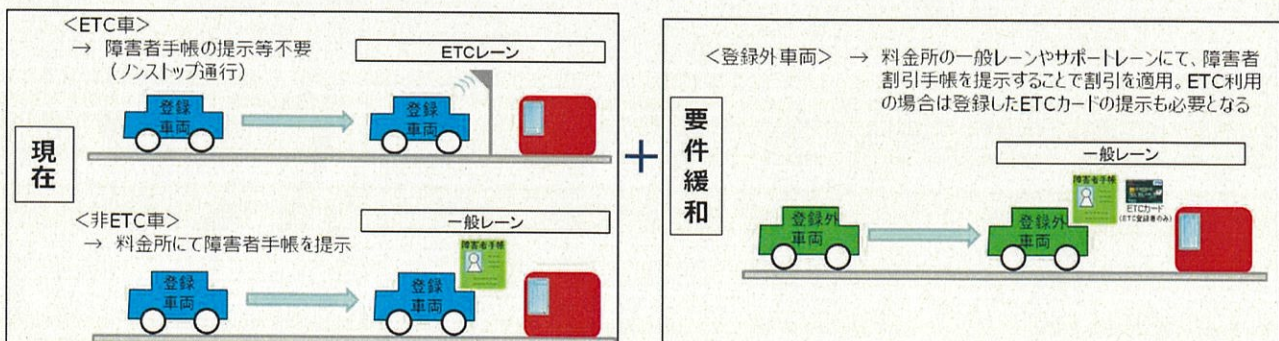
【見直し後】窓口に出向くことなく申請手続きが可能となるオンライン申請システムを導入

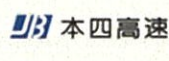


## 2. 1人1台要件の緩和による利便性向上

【従来】事前登録された自家用車1台のみの割引の対象

【見直し後】新たにタクシー、レンタカーや福祉車両等を利用する場合でも、障害者手帳等を確認することで割引対象とする  
\* 全国の有料道路事業者（公社を含む）において実施予定





令和5年2月10日

東日本高速道路株式会社  
首都高速道路株式会社  
中日本高速道路株式会社  
西日本高速道路株式会社  
阪神高速道路株式会社  
本州四国連絡高速道路株式会社

## 有料道路における障害者割引制度の見直しについて ～1人1台要件の緩和とオンライン申請を導入します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

これまで事前登録された自家用車に限り本割引を適用しておりましたが、自家用車をお持ちでない方が知人の車やレンタカーを利用する場合や、介護が必要な重度の障害者の方がタクシーを利用する場合など、事前登録がない自動車でも新たに割引の適用となります。なお、自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きが必要です。

あわせて、これまで市区町村の福祉事務所等の協力のもと行っていた事前登録手続きについて、自家用車を事前登録のうえETCを利用申請される方を対象に、窓口に出向くことなく申請ができるよう、新たにオンライン申請を導入します。

1 ご利用開始日 令和5年3月27日（月）より

2 ご利用の際のお願い

① 1人1台要件の緩和

- ・事前登録のない自動車をご利用する場合、料金を支払う料金所において一旦停止いただいたうえで、係員が障害者手帳の記載事項等と障害者本人の同乗（本人運転又は介護者による運転）の確認等を行います。
- ・重度の障害者の方がタクシー等をご利用する場合は、タクシー等の予約時又は乗車前に有料道路の障害者割引を利用する旨をお申出いただき、タクシー事業者等に対応可能か必ず事前に確認を行ってください。  
なお、タクシー等のご利用の場合は、重度の障害者の方が割引の対象となります。

② オンライン申請の導入

- ・ご利用にあたっては、本人確認のためマイナンバーカードおよびマイナポータルへのご登録が必要となります。
- ・オンライン申請がご利用できない方等のため、市区町村の協力のもと、福祉事務所等による申請受付も継続します。

※ 「1人1台要件の緩和」及び「オンライン申請の導入」の概要については、別紙のとおりです。

なお、不適切なご利用があった場合に厳正に対処するため、割引適用の停止措置強化など所要の見直しを行います。

※ 詳細については、後日、各道路会社のHPにて改めてお知らせいたします。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

NEXCO東日本お客さまセンター（24時間）

TEL 0570-024-024（通話料有料） または TEL 03-5308-2424（通話料有料）

NEXCO中日本お客さまセンター（24時間）

TEL 0120-922-229（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 052-223-0333（通話料有料）

NEXCO西日本お客さまセンター（24時間）

TEL 0120-924-863（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は TEL 06-6876-9031（通話料有料）

首都高お客さまセンター（24時間） TEL 03-6667-5855（通話料有料）

阪神高速お客さまセンター（24時間） TEL 06-6576-1484（通話料有料）

J日本四高速 お客さま窓口（9:00～17:30） TEL 078-291-1033（通話料有料）

【同時配布先】

国土交通省国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、道政記者クラブ、北海道経済記者クラブ、北海道建設記者会、青森県政記者会、秋田県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北建設専門紙記者会、東北電力記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、静岡県社会部記者会、静岡県政記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、千葉県政記者会、群馬県刀水記者クラブ、長野県庁会見場、山梨県政記者クラブ、新潟県政記者クラブ、新県政記者クラブ、新潟経済記者クラブ、富山県政記者クラブ、石川県政記者クラブ、福井県政記者クラブ、中部地方整備局記者クラブ、愛知県政記者クラブ、中部経済産業記者会、岐阜県政記者クラブ、三重県政記者クラブ、近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ、京都府政記者室、大阪建設記者クラブ、大阪商工記者会、大阪府政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、奈良県政記者クラブ、和歌山県政記者クラブ、和歌山県地方新聞協会、和歌山県放送記者クラブ、中国地方建設記者クラブ、合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者クラブ、米子市政記者クラブ、島根県政記者クラブ、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、広島経済記者クラブ、山口県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政滝町記者クラブ、徳島県政記者クラブ、高松経済記者クラブ、愛媛番町記者クラブ、高知県政記者室、香川県政記者クラブ、国土交通省九州記者会、九州建設専門記者クラブ、福岡経済記者クラブ、佐賀県政記者クラブ、長崎県政記者クラブ、熊本県政記者クラブ、大分県政記者クラブ、宮崎県政記者クラブ、鹿児島県政記者クラブ、沖縄県政記者クラブ、神戸市政記者クラブ、淡路島記者クラブ、鳴門市政記者クラブ、倉敷市政記者クラブ、坂出市政記者クラブ、尾道市政記者クラブ、今治市政記者クラブ

【お問い合わせ先】（マスコミ専用）

東日本高速道路株式会社 本社 広報課 TEL：03-3506-0175

中日本高速道路株式会社 本社 広報課 TEL：052-222-3628

西日本高速道路株式会社 本社 広報課 TEL：06-6344-7410

首都高速道路株式会社 広報課 TEL：03-3539-9257

阪神高速道路株式会社 広報課 TEL：06-6203-8832

本州四国連絡高速道路株式会社 広報CS推進課 TEL：078-291-1023

## 対象となる自動車の要件（1人1台）の緩和

### <制度概要>

障害者の自立と社会活動への参加を支援するため、通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する障害者を対象に、通行料金の50%の割引を適用

### 現行

#### 【対象となる障害者】

- 障害者ご本人が運転される場合
    - ・身体障害者手帳の交付を受けている方
  - 障害者ご本人以外の方（以下「要介護者」といいます）が運転され、障害者ご本人が乗車される場合
    - ・身体障害者手帳又は療育手帳（以下「手帳」といいます）の交付を受けている方のうち、重度の障害（注）をお持ちの方
- （注）重度の障害の範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ

#### 【対象となる自動車】

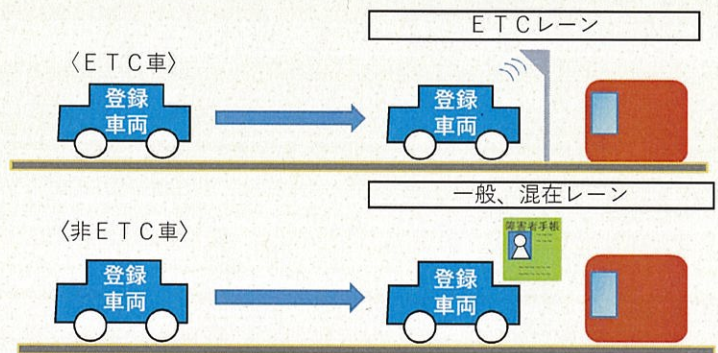
事前登録された自動車（障害者1人につき1台）  
 ※ただし、業務利用等自動車は本割引の対象外です。

#### 【利用方法】

- 身体障害者又は重度の身体障害者若しくは知的障害者による割引登録申請（以下「割引登録申請」といいます）のうえで、
- ・ETC車の場合は、登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCレーンを通線走行（ノンストップ走行）  
手帳の提示は不要。ただし、携行は必要
  - ・非ETC車の場合は、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーンで手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行



事前登録された自動車1台のみ  
本割引の対象



### <今回の改正点>

事前登録されていない自動車でも以下の自動車が対象となります。（※他の割引要件は変更ありません）

### 追加の内容

#### 【新たに対象となる自動車】

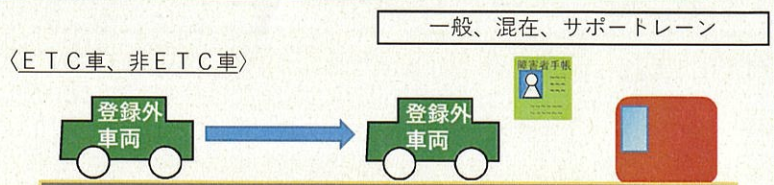
- 事前登録されていない自動車  
（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）  
 ※ただし、業務利用等自動車は引き続き本割引の対象外です。  
 ※自動車を保有していない方も本割引をご利用いただけます。  
 ※自動車の事前登録の有無にかかわらず、事前に本割引の申請手続きは必要です。

#### 【事前登録されていない自動車での利用方法】

- 割引登録申請のうえで、ETC車、非ETC車のいずれも、料金をお支払いいただく料金所の一般レーン又は混在レーン（ETC車でETC専用料金所を利用する場合はサポートレーン）で手帳を提示して走行  
（事前登録されていない自動車は、ETC無線通行（ノンストップ走行）では、本割引の適用を受けることはできません。）
- 料金所では、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示して走行
- 料金所係員が自ら運転（又は要介護者の場合は同乗）していることや、割引対象となる自動車であることなどを確認のうえ本割引を適用  
 ※事前登録されている自動車は、現行のご利用方法で引き続きご利用できます。



親族や知人等の所有する自動車、  
 レンタカー、車検時の代車、  
 タクシー（要介護者のみ）、  
 福祉有償運送車両（要介護者のみ）  
 など、**事前登録されていない自動車  
 であっても本割引の対象となります。**



# 有料道路における障害者割引制度の見直しについて

## 事前申請・登録手続きにかかるオンライン申請の開始

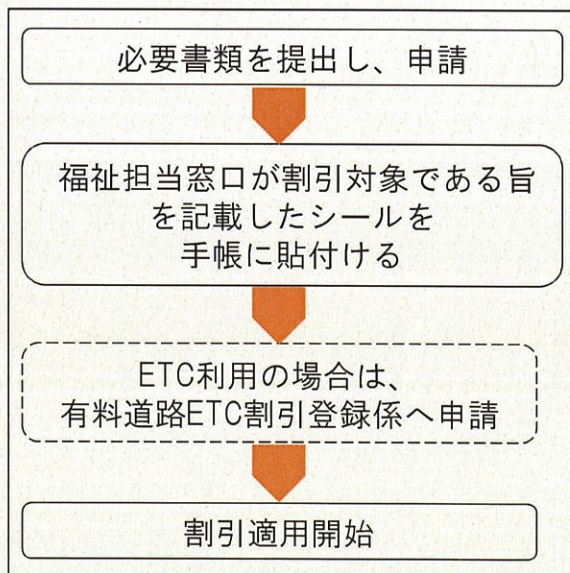
### オンライン申請の概要

- ・本割引の事前申請・登録手続きにあたり、申請者の利便性の向上及び市区町村の事務負担の軽減を図る観点から、新たに高速道路会社によるオンライン申請窓口を構築し、オンラインによる申請を開始します。
- ・円滑にオンライン申請の受付を開始する観点から、当初は自動車を事前登録のうえ、ETC利用申請をされる方に限定して受け付けします。
- ・オンライン申請にあたり、障害者手帳の情報を取得するため、マイナンバーカードのご用意と、「マイナポータル」への登録が必要となります。
- ・オンライン申請に必要な書類や手続きの方法の詳細は、オンライン申請受付サイトをご確認ください。
- ・オンライン申請の受付は令和5年3月27日（月）から開始となります。  
オンライン申請受付サイトのURLは次のとおりです。

URL <https://www.expressway-discount.jp>  
(令和5年3月26日（日）まではご利用いただけません。)

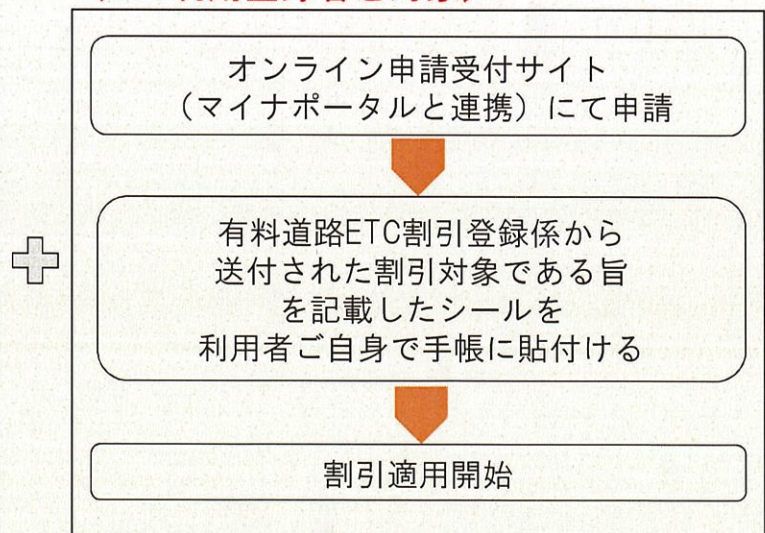
- ・オンライン申請導入後も、インターネット等のご利用ができない方のため、市区町村のご協力のもと、引き続き現行の福祉担当窓口での申請も継続します。

### 【現行の申請手続き】



### 【今回改正の内容】

#### 申請方法としてオンライン申請を追加 (ETC利用登録者を対象)



※市区町村の福祉担当窓口を直接訪れる必要がありません